

議案第18号

日出町火入れに関する条例の一部改正について

日出町火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町火入れに関する条例の一部を改正する条例

日出町火入れに関する条例（昭和59年日出町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「火入れを行おうとする期間（以下「火入予定期間」という。）の開始する日の7日前までに、様式第1号による申請書2通に、次に掲げる書類を添え、町長に提出し」を「規則で定めるところにより、町長に対して申請をし」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「火入地」を「前項の申請を行うに当たり、火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）」に改め、「、申請書に明示し」を削る。

第3条中「すべて」を「全て」に改め、同条第2号中「火入予定期間」を「火入れを行おうとする期間」に改める。

第4条中「法第21条第1項の規定に基づき、第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した様式第2号による」を「申請者に」に改める。

第 5 条の見出し中「許可後における」を「許可に係る」に改め、同条中「法第 21 条の規定に基づき」を削り、「差し止め」を「差止め」に改め、同条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

町長は、火入れの許可をするときは、火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示することができる。

第 11 条第 2 項中「堰」を「堰^{せき}」に改める。

第 12 条第 1 項中「次のとおり」を「火入れの周囲 20 メートルごとに 1 人以上の」に改め、同項各号を削る。

第 14 条第 2 項中「又は火災警報」を「若しくは火災警報」に改め、同条第 3 項中「ではない」を「でない」に改める。

様式第 1 号及び様式第 2 号を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

押印を求める手続の見直しをするため、様式を規則に委任し、及び用語の整理をするため条例を改正したいので提出する。